

目 次

教育長訓令	
○北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令……………	1
○北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令の一 部を改正する教育長訓令……………	1
○北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令……………	2
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………	2
○教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令……………	3
○北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令……………	5
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………	8
○教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令……………	9
○教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令……………	10
○北海道スポーツ表彰事務処理規程等を廃止する教育長訓令……………	10
告示	
○後援名義使用承認手続規程の一部改正について……………	11
正誤	
○平成24年 3 月19日付け第6066号の正誤について……………	11

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成24年 3 月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令
北海道教育委員会庁用自動車管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本庁」を「自動車配置されている本庁の課（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを含む。）」に改め、同条第2項中「総務政策局総務課長（以下「総務課長」という。）」を「課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条第1項を削り、同条第2項中「使用を承認したときは、」を削り、「（別記第2号様式）」を「（別記第1号様式）」に改め、同条第1項とし、同条第3項を削る。

第7条中「又は指定自動車運転命令書」を削る。

第8条第2項中「（別記第4号様式）」を「（別記第2号様式）」に改める。

第10条第1項中「総務課長」を「本庁の課長」に、「（別記第5号様式）」を「（別記第3号様式）」に改め、同条第2項中「総務課長」を「本庁の課長」に、「（別記第6号様式）」を「（別記第4号様式）」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「指定自動車運転命令書」を「自動車運転命令書」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式注1⑯⑰中「(8)及び(9)」を「⑧及び⑨」に改め、同様式を別記第2号様式とし、別記第5号様式を別記第3号様式とし、別記第6号様式を別記第4号様式とする。

附 則

- この教育長訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- この教育長訓令の施行の際現に改正前の北海道教育委員会庁用自動車管理規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の北海道教育委員会庁用自動車管理規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般

所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令（平成23年北海道教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の改正規定中「貸付け」を「貸与」に、同条第3項の改正規定中「貸し付けない」を「貸与しない」に、同条第4項の改正規定中「貸し付ける」を「貸与する」に改める。

第4条の改正規定中「貸付け」を「貸与」に改める。

別表第1職種の欄の改正規定中「及び准看護師」を削り、同表摘要の欄の改正規定中「貸し付ける」を「貸与する」に改める。

別表第2摘要の欄の改正規定中「貸し付ける」を「貸与する」に改める。

別記第2号様式の備考の2の改正規定中「貸し付けなかった」を「貸与しなかった」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令達の日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第5号

庁 中 一 般

所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程

第1条中「貸付け」を「貸与」に改める。

第2条の見出し中「貸付け」を「貸与」に改め、同条第1項及び第2項中「貸し付ける」を「貸与する」に改める。

第3条の見出し中「貸付時期」を「貸与時期」に改め、同条第1項中「貸付被服」を「被服」に、「貸し付ける」を「貸与する」に改め、同条第2項中「貸付け」を「貸与」に改める。

第4条中「再貸付け」を「再貸与」に、「貸付け」を「貸与」に改める。

第5条中「貸付け」を「貸与」に改める。

第6条中「貸付け」を「貸与」に、「善良なる」を「善良な」に、「これを保存しなければならない」を「その保管を行わなければならない」に改める。

第7条中「貸付け」を「貸与」に、「貸付被服」を「貸与被服」に、「貸し付けられる」を「貸与される」に改める。

第8条第1項中「貸付け」を「貸与」に改める。

第9条の見出し中「再貸付け」を「再貸与」に改め、同条中「貸付被服」を「貸与被服」に、「貸し付ける」を「貸与する」に改める。

第10条中「貸付け」を「貸与」に改める。

第11条中「被服貸付台帳」を「被服貸与台帳」に改める。

別記第1号様式中「貸付被服」を「貸与被服」に、「貸付け」を「貸与」に改める。

別記第2号様式中「被服貸付台帳」を「被服貸与台帳」に、「貸付年月日」を「貸与年月日」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般

道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程 (平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号) の一部を次のように改正する。

別表第1 三笠の項、古平の項、仁木商業の項及び木古内の項を削る。

附 則

この教育長訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第7号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程 (昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号) の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 本庁」及び「第2章 出先機関」を削る。

「第1節 教育局」を削る。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、渡島教育局に船長その他の乗組員を置く。

第5条第13号中「及び道立学校運営支援室」を「、道立学校運営支援室及び実習船管理室」に改める。

第6条第9号中「及びスポーツ」を削り、同条中第11号を次のように改める。

(1) その他社会教育に関すること。

第6条第13号を削る。

第7条第5号中「前4号」を「前5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 道立学校に係る教育財産の使用の許可及び第一種普通財産の目的外の使用の承認に関すること。

第7条の次に次の1条を加える。

(実習船管理室の事務分掌)

第7条の2 実習船管理室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 実習船を管理し、及び運営すること。

(2) 道立高等学校が行う水産に関する専門教育に関し、実習船をその用に供し、及び必要な指導、助言又は援助を与えること。

(3) 国その他の団体の委託に係る水産に関する調査を行うこと。

(4) 高等学校の水産に関する専門教育に関し、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

2 実習船管理室に、その事務を分掌させるため、主査及び指導班を置く。

第2章第2節を削る。

別表第1中

義務教育課	支援グループ 教員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。
(担当課長)	地域支援グループ	総括担当主査を含む。

を

生涯学習課

義務教育課	支援グループ 教員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。	に、	(担当課長)
				文化・スポーツ課 (担当課長)

企画・施設グループ 生涯学習推進グループ 社会教育・読書推進グループ 青年の家グループ 洞爺少年自然の家グループ 砂川少年自然の家グループ 常呂少年自然の家グループ 厚岸少年自然の家グループ 森少年自然の家グループ 足寄少年自然の家グループ 北方民族博物館グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青年の家駐在 北海道立洞爺少年自然の家駐在 北海道立砂川少年自然の家駐在 北海道立常呂少年自然の家駐在 北海道立厚岸少年自然の家駐在 北海道立森少年自然の家駐在 北海道立足寄少年自然の家駐在 北海道立北方民族博物館駐在	を	生涯学習課	生涯学習推進 社会教育・ 青年の家 洞爺少年自 砂川少年自 常呂少年自 厚岸少年自 森少年自然 足寄少年自
生涯学習センターグループ	総括担当主査を含む。 北海道立生涯学習推進センター駐在		(担当課長) (担当課長)	子ども地域 生涯学習セ
芸術文化グループ スポーツ振興グループ 文学館グループ 釧路芸術館グループ	総括担当主査を含む。 北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在		文化財・博物館課	博物館グル 文化財保護 文化財調査 北方民族博 文学館グル 釧路芸術館
文化財保護グループ 文化財調査グループ	総括担当主査を含む。			

進・施設グループ 読書推進グループ 然の家グループ 然の家グループ 然の家グループ 然の家グループ の家グループ	総括担当主査を含む。 北海道立青年の家駐在 北海道立洞爺少年自然の家駐在 北海道立砂川少年自然の家駐在 北海道立常呂少年自然の家駐在 北海道立厚岸少年自然の家駐在 北海道立森少年自然の
--	--

然の家グループ	家駐在 北海道立足寄少年自然 の家駐在
支援グループ	総括担当主査を含む。
ンターグループ	総括担当主査を含む。 北海道立生涯学習推進 センター駐在
ープ グループ グループ 物館グループ	総括担当主査を含む。 北海道立北方民族博物 館駐在
ープ グループ	北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐 在

に改める。

別表第2中 「 局 義務教育指導監 」

を 「 局 義務教育指導監 船長 」 に、

「 学
主
義
高
社
社 」

校教育係 査 務教育指導班 等学校教育指導班 会教育係 会教育指導班	研修担当
---	------

を

教育支援係 主査 主査 義務教育指導班 高等学校教育指導班 社会教育指導班	研修担 社会教
--	------------

当
育担当

に改め、同表に次のように加える。

実習船管理室	室長 主査 主査 乗船実習指導班	若竹丸担当 北鳳丸担当
--------	---------------------------	----------------

附 則

この教育長訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 8 号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年 3 月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令案

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「及び室長」を「、室長及び船長」に改め、同条中「道立学校運営支援室長」を「室長」に、「道立学校運営支援室」を「室」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教育局の局長は、第 2 条の規定により専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項を

指定し、船長に専決させることができる。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

別表第1 課長又は担当課長の項中第37号の次に次の1号を加える。

38 庁用自動車の運用

別表第1 教育局の局長の項第6号中「課長()」の次に「渡島教育局にあっては道立学校運営支援室長、実習船管理室長及び船長を、その他の教育局にあっては」を加え、同表中実習船管理局の局長の項及び備考を削る。

別表第2 総務政策局の部総務課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 生涯学習推進局の部生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課		社会教育法(昭和24年法律第207号)による社会教育主事等の研修の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校卒業程度認定試験に係る報告 2 社会教育法による社会教育主事の資格の認定 3 道立図書館の臨時休館に関する報告の受理 4 道立青年の家及び道立少年自然の家の臨時休業又は臨時休館の承認 5 道立青年の家及び道立少年自然の家の事業に係る専門的技術的事項に関する決定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 道立生涯学習推進センターの臨時休業に関する報告の受理 2 道立生涯学習推進センターに係る一般職に属する非常勤職員の任用 3 道立生涯学習推進センターが行う事業に係る特別職に属する非常勤職員の任用 4 道立生涯学習推進センターに係る臨時職員の任用
-------	--	-------------------------------------	--	---

別表第2 生涯学習推進局の部文化・スポーツ課の項を次のように改める。

文化財・博物館課		<ol style="list-style-type: none"> 1 道指定文化財の管理責任者の選任又は解任の届出の受理 2 道指定文化財の所有者の変更、所有者又は管理責任者の選任又は解任の届出の受理 3 博物館法(昭和26年法律第285号)による博物館の登 	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)による美術的銃砲刀剣類の登録及び登録証の交付並びに刀剣類の製作の承認 2 道指定文化財の現状変更に関する許可若しくは許可の取消し又は停止の命令 	
----------	--	--	---	--

		<p>録又は登録の取消し</p> <p>4 博物館相当施設の要件に関する報告の要求</p>	<p>3 北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)の規定による届出の受理</p> <p>4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)による文化財に関する条例の制定若しくは改廃又は道指定文化財の指定若しくは解除の報告</p> <p>5 優良北海道犬に関する届出又は報告の受理</p> <p>6 博物館法による博物館の登録事項の変更又は廃止に伴う登録の抹消</p> <p>7 博物館相当施設に係る報告</p> <p>8 道立美術館の臨時休館に関する報告の受理</p> <p>9 道立北方民族博物館、道立文学館、道立釧路芸術館及び道立埋蔵文化財センターの臨時休館の承認</p> <p>10 道立北方民族博物館、道立文学館及び道立釧路芸術館の事業に係る専門的技術的事項に関する決定</p>	
--	--	---	--	--

別表第3中「道立学校運営支援室長」を「室長」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 9 号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。
平成24年 3 月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部改正)

第 1 条 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程 (昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 項中「、教育局長及び実習船管理局长」を「及び教育局長」に改める。

第 2 項中「又は実習船管理局」及び「又は実習船管理局长」を削る。

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第 2 条 北海道教育庁職員服務規程 (昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、教育局及び実習船管理局」を「及び教育局」に改める。

別表中	総務政策局、学校教育局及び生涯学習推進局の局長、局次長及び課長 (参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。) 並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事並びに教育指導監	教育次長 (総括)
	総務政策局及び生涯学習推進局の局長、局次長及び課長 (参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。) 並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事並びに教育指導監	教育次長 (総括)

を 」	学校教育局の局長、局次長及び課長 (参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育次長	に改
	学校教育局の局長、局次長及び課長 (参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育次長	

め、実習船管理局の項を削る。
(居住施設管理規程の一部改正)

第 3 条 居住施設管理規程 (昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 7 項中「実習船管理局长若しくは」を削る。

(教育庁職員等健康管理規程の一部改正)

第 4 条 教育庁職員等健康管理規程 (昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 号の表看護師・准看護師の項中「看護師・准看護師」を「看護師」に改める。

(実習船管理規程の一部改正)

第 5 条 実習船管理規程 (昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 北海道教育庁渡島教育局の職員は、実習船について、次の各号に掲げる事務を適正に執行するようにその管理に努めなければならない。

- (1) 実習船を管理し、及び運営すること。
- (2) 道立高等学校の行う水産に関する専門教育に関し、実習船をその用に供し、及び必要な指導、助言又は援助を与えること。
- (3) 国その他の団体の委託に係る水産に関する調査を行うこと。
- (4) 高等学校の水産に関する専門教育に関し、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

第11条中「北海道教育庁実習船管理局长」を「北海道教育庁渡島教育局長」に改める。

(実習船管理局安全衛生委員会設置規程の一部改正)

第 6 条 実習船管理局安全衛生委員会設置規程 (平成元年北海道教育委員会教育長訓令第 8

号)の一部を次のように改正する。

題名中「実習船管理局」を「渡島教育局船員」に改める。

第1条中「北海道教育庁実習船管理局」を「北海道教育庁渡島教育局」に、「実習船管理局」を「渡島教育局」に、「実習船管理局安全衛生委員会」を「渡島教育局船員安全衛生委員会」に改める。

第3条第2項中「実習船管理局長」を「渡島教育局長」に改める。

第4条第2項中「実習船管理局長」を「渡島教育局長」に改める。

第6条中「実習船管理局」を「渡島教育局」に改める。

(道立特別支援教育センター教育室設置規程の一部改正)

第7条 道立特別支援教育センター教育室設置規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

本文の表中情報教育室の項を削る。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第8条 教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項の表中		本庁の課（教育政策課、教職員課、健康・体育課及び文化・スポーツ課並びに局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを除く。）	教の文字に当該もの
課の頭文字を付した	を	本庁の課（教育政策課、教職員課、健康・体育課及び文化財・博物館課並びに局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを除く。）	教の文字に当該もの
該課の頭文字を付した	に、	文化・スポーツ課	教文ス
	を	文化財・博物館課	教文博
	に改める。		

附 則

この教育長訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第10号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年 3 月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び実習船管理局」を削る。

第7条第1項第1号中「又は実習船管理局」及び「又は実習船管理局長」を削り、同項第5号中「若しくは実習船管理局長」を削り、同条第3項を削り、第4項を第3項とする。

第8条第1項中「部局長」の次に「(北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）別表第1に掲げる地方部局（以下「地方部局」という。）の長を除く。）」を加え、同項ただし書中「(北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）別表第1に掲げる地方部局（以下「地方部局」という。）にあっては、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内)」を削る。

第10条の2第1項中「部局長」の次に「(地方部局の長を除く。）」を加え、同条ただし書中「(地方部局にあっては、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内)」を削る。

第19条第1項中「実習船管理局並びに」を削る。

第20条の2第1項中「部局長」の次に「(地方部局の長を除く。）」を加え、同条ただし書中「(地方部局にあっては、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内)」を削る。

第25条第1項中「、実習船管理局」を削る。

第27条第2項中「住民票抄本」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」に改める。

第28条第1項中「部局長」の次に「(地方部局の長を除く。)」を加える。

第49条第1項の表教育局の部管轄の道立学校の教育財産等の項に「教育財産使用許可簿」及び「第一種普通財産使用承認簿」を加え、実習船管理局の部を削り、道立学校の部当該部局の所属財産の項中「教育財産使用許可簿」及び「第一種普通財産使用承認簿」を削る。

第54条第1項中「若しくは実習船管理局」を削る。

別記第8号様式その2中注6を次のように改める。

6 次の各事項に該当する場合には、「使用料」の欄の算定式を当該各事項に定める算定式に改めて算定するものとする。

(1) 人の居住のために使用するとき（使用許可期間が1月に満たない場合を除く。）

$$N \times Q$$

(2) 福利厚生のもので、食堂、売店、理容所その他これらに類する施設の経営を行うため使用を許可する場合で使用料を減額するとき

$$R \times (\text{減額割合を控除した率})$$

(3) 直接又は間接に道の事務又は事業の遂行に関連のある団体に使用させる場合で、標準面積を超える面積に係る使用料の額を算定するとき

$$R/O \times (O - \text{標準面積})$$

別記第11号様式中「住民票抄本」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第11号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令

教育長事務委任規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び実習船管理局長」を削る。

別表第1中「及び実習船管理局長」を削り、同表第1項中「又は実習船管理局」及び「教育長にあっては、」を削り、「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）第19条第1項各号に掲げる施設及び同条第2項に定める施設」を「高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第15条第1項各号に掲げる施設及び同条第2項に定める施設」に改め、同項第8号中「又は実習船管理局」を削り、同表第2項中「又は実習船管理局」を削り、同表第3項中「教育局長にあっては、」を削り、「建物の移築又は改築、工作物の移設又は改設並びに船舶その他の動産の改造及び従物の移設又は改設で1件の金額が7,000万円未満のものを施行すること。」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 建物の移築又は改築、工作物の移設又は改設並びに船舶その他の動産の改造及び従物の移設又は改設で1件の金額が7,000万円未満のものを施行すること。

(2) 教育財産の使用を許可すること。

(3) 第一種普通財産の目的外の使用を承認すること。

別表第1第4項中「又は実習船管理局」を削り、同表第6項中「教育財産」の前に「教育局又は道立学校に所属する」を加え、同表第7項中「教育局長にあっては、」を削る。

別表第2第1項中第1号を削り、第2号を第1号に、第3号を第2号に、第4号を第3号に改め、同表第2項中「、建物の移築又は改築、工作物の移設又は改設並びに船舶その他の動産の改造及び従物の移設又は改設は、前渡を受けた資金の額を超えない額の範囲内のものに限る」を「、次に掲げる事項を除く」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 建物の移築又は改築、工作物の移設又は改設並びに船舶その他の動産の改造及び従物の移設又は改設を施行すること。

(2) 教育財産の使用を許可すること。

(3) 第一種普通財産の目的外の使用を承認すること。

別表第2第5項を削り、第6項を第5項に改め、第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第12号

庁 中 一 般

北海道スポーツ表彰事務処理規程等を廃止する教育長訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

北海道スポーツ表彰事務処理規程等を廃止する教育長訓令

次に掲げる教育長訓令は、廃止する。

- (1) 北海道スポーツ表彰事務処理規程（昭和38年北海道教育委員会教育長訓令第1号）
- (2) 北海道文化賞事務処理規程（昭和49年北海道教育委員会教育長訓令第6号）
- (3) 北海道少年スポーツ振興基金管理規程（昭和50年北海道教育委員会教育長訓令第1号）

附 則

この教育長訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第26号

後援名義使用承認手続規程（昭和51年3月25日教育長決定）の一部を次のとおり改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

北海道教育委員会委員長 若狭 洋市

後援名義使用承認手続規程の一部改正について

（平成24年3月30日教育長決定）

第1項中「文化」を「文化財の保護」に改める。

第3項中「文化」を「文化財の保護」に、「又は普及」を「若しくは普及」に改める。

正 誤

平成24年3月19日付け第6066号に掲載の「道指定有形文化財の指定について」（北海道教育委員会告示第17号）に次の誤りがあったので、訂正します。

別記1及び別記2中

（誤）

3 指定年月日 平成24年3月14日

5 所収者

6 指定の自由

（正）

3 指定年月日 平成24年3月19日

5 所有者

6 指定の事由

